

## 第2章 地震・津波応急対策計画

### 地震・津波応急対策計画の基本的な考え方

#### 1. 基本方針

地震・津波災害は、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東北地方太平洋地震などにみられるように突然に勃発し、建物倒壊や地すべり及び山崩れ、道路・橋りょう・ガス管・水道管等の社会インフラの崩壊などの直接的な被害のみならず、それらから派生する火災や高潮及び津波などの二次的な被害を含め複合的な災害が広範囲に発生するものである。

地震発生メカニズムはある程度は解明されているが、その予知は現代科学の発達をしてもまだまだ不十分であり、地震災害の対策には平常時からの「地震に強いまちづくりやひとづくり」が重要である。

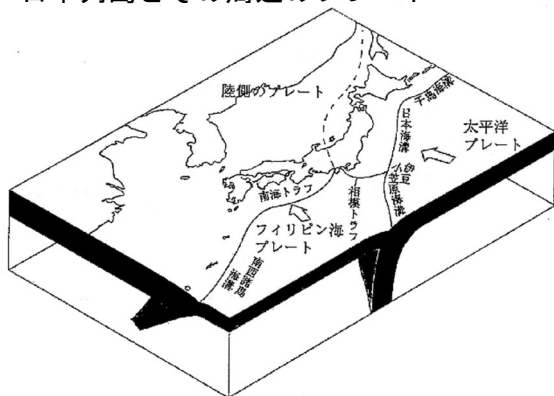
このように地震災害の防止には、平常時からの建物や社会インフラの耐震化の推進や地震に強いひとづくりなどの啓蒙活動が優先される課題であるが、ここでは地震発生時における災害対策組織の設置並びに被害拡大防止や避難方法などの必要な応急対策について定めておくものとする。

#### 2. 災害想定

##### (1) 地震発生メカニズム

地震は図のように海洋のプレートが大陸のプレートにもぐり込んでいる海溝付近で、もぐり込みに伴うプレートの変形として蓄積された巨大な歪みエネルギーが元に戻ろうとして急激に運動する際に発生する海溝型地震（関東大震災〈大正12年〉、南海地震〈昭和21年〉、東北地方太平洋地震〈昭和23年〉）と、蓄積された歪みエネルギーが一つのプレート内部で破壊が生じ解放される直下型地震（兵庫南部地震〈平成7年〉）に大別される。

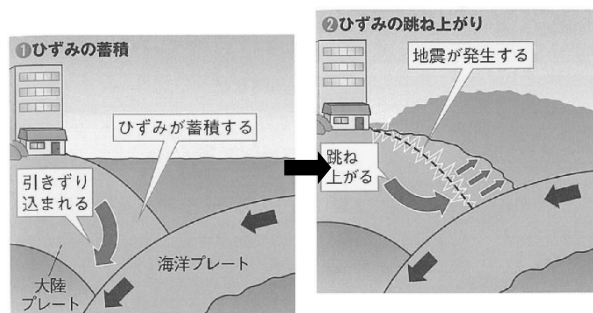
#### ■ 日本列島とその周辺のプレート



図中の矢印は、陸側のプレートに対する各プレートとの相対運動を示す。

資料：総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会編  
「日本の地震活動-被害地震から見た地域別の特徴-」

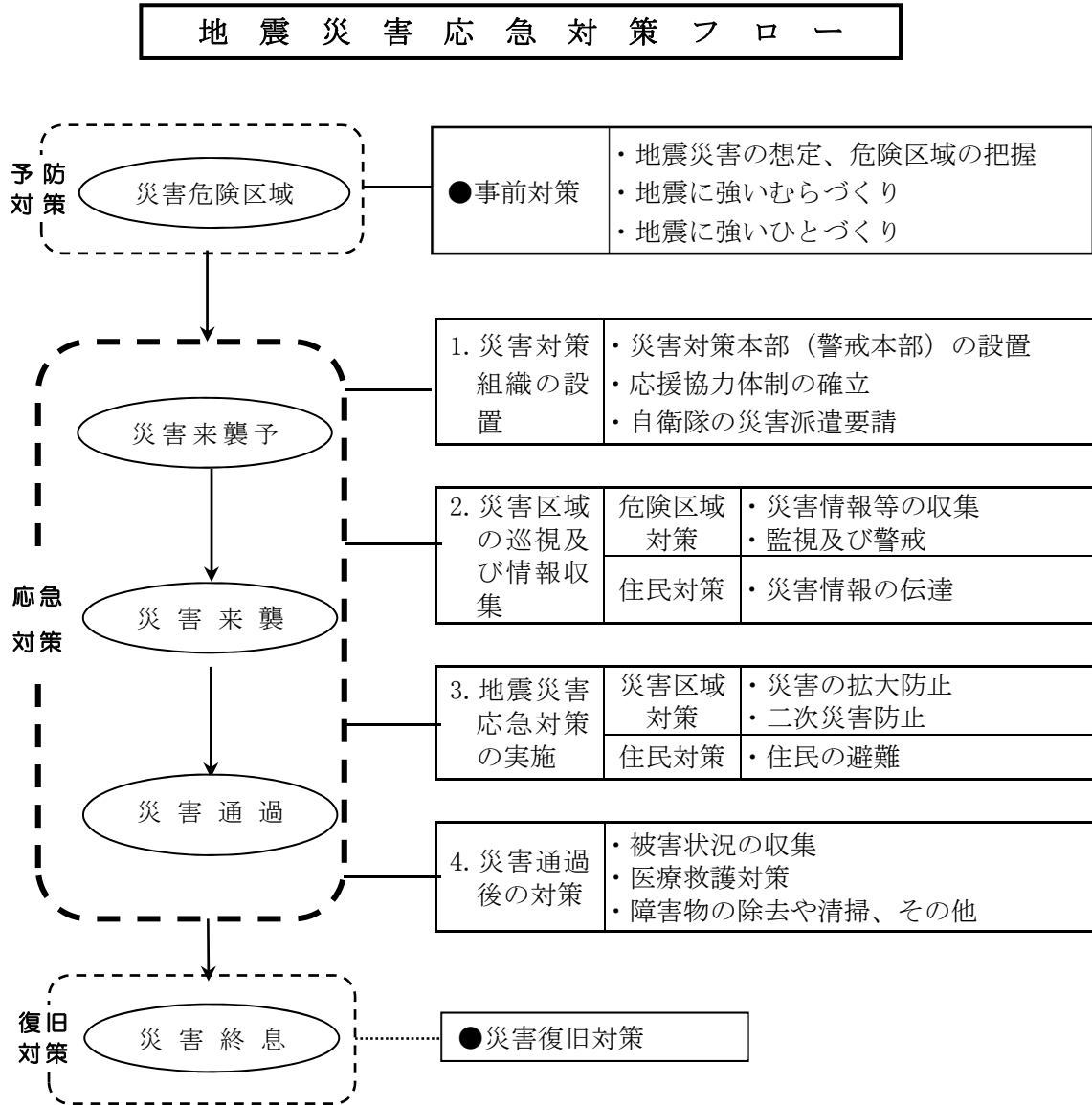
#### ■ 海溝型地震が発生するしくみ



資料：なるほど知図帳 日本の自然災害

3. 実施責任者

地震災害対策の実施は災害対策本部長である村長が行う。なお、実施にあたっては災害対策本部内部における連携はもとより、防災関係機関との緊密な連携をもって、総合的な応急対応を行う。なお、地震・津波災害の応急対策のフローは次のとおりである。



## 第1節 組織動員計画

部署・関係機関	総務班
---------	-----

### I 基本方針

本村の地域に地震・津波災害が発生しまたは発生する恐れがある場合に、的確かつ迅速な災害応急対策を行うために災害対策組織を編成し、各組織の業務分掌をあらかじめ樹立しておくものとする。

### II 実施内容

#### 1. 大宜味村災害対策本部設置に至らない場合の措置

##### (1) 災害対策準備体制の確立

気象台が本村域で震度4を観測及び発表し、災害対策体制の必要があると判断した場合や沖縄本島地方に津波注意報を発したときは、直ちに災害対策準備体制をとる。

##### (2) 災害警戒本部の設置

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

- ① 村の全域または一部の地域に、気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む）が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集や伝達等を特に強化して対処する必要があるとき
- ② 地震・津波により村の全域または一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき
- ③ 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、または弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき
- ④ 村で震度5弱が観測されたとき
- ⑤ 本村が属する津波予報区に、津波警報の「津波」が発表されたとき

#### 2. 災害対策本部の設置

##### (1) 災害対策本部の設置

本村で地震・津波災害が発達し、より高次の配備体制（災害対策本部の配備体制）への移行が必要と認めた場合は、第1章 第1節 組織動員計画に準じて災害対策本部を設置する。なお、対策本部の設置基準は次のとおりである。

- ① 村の全域または一部の地域に、気象業務法に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害が発生する恐れがあるとき
- ② 地震または津波により、村の全域または一部の地域に重大な災害が発生したとき
- ③ 村の全域または一部の地域に、救助法の適用を要する地震または津波災害が発生したとき
- ④ 村で震度5強以上が観測された場合、並びに村が属する津波予報区に津波警報の「大津波」が発表されたとき

##### (2) 組織及び所掌事務等の設定

災害対策本部の組織や所掌事務、設置場所、廃止及びそれらの通知及び公表などについては、第1章 第1節 組織動員計画に準じて設定する。

### 3. 災害対策本部の動員計画

#### (1) 災害対策要員配備の指定及び区分

本部長は災害対策本部を設置したときは、直ちに災害対策要員の配備規模を指定する。なお必要がある場合は、情勢に応じて規模の変更を行う。

災害対策要員の配備は、災害の規模に応じておおむね次の基準による第1配備から第3配備までに区分する。

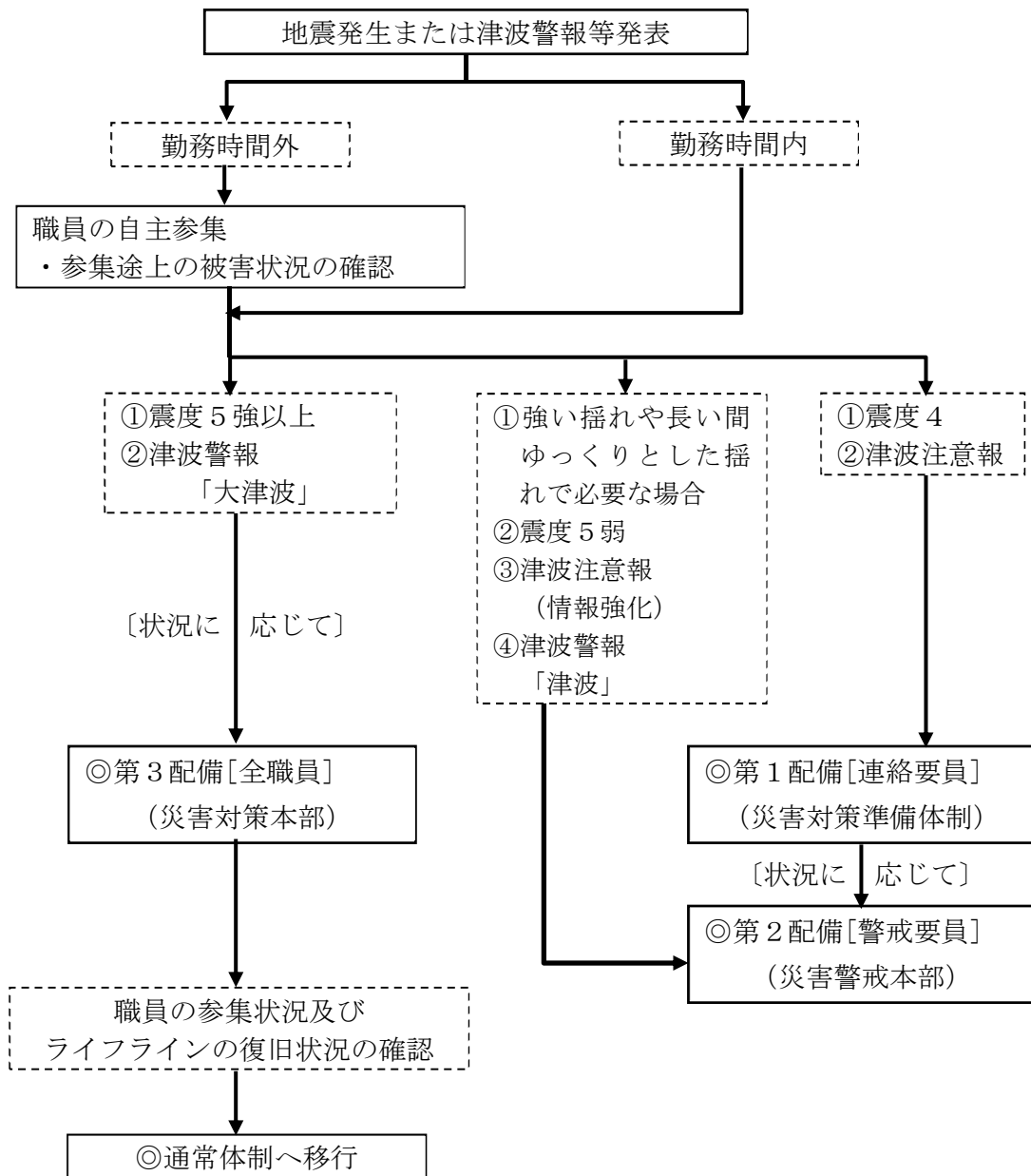
#### ■ 地震発生時及び津波対策の配備基準と配備内容

配 備	配 備 基 準	配 備 内 容
第1配備 (災害対策準備体制)	沖縄気象台が本村で震度4を観測し、発表されたとき。また津波注意報が発表された場合。	各班の情報収集担当及び連絡担当員は、配置につくものとする。他の職員は自宅待機とする。
第2配備 (警戒体制) 災害警戒本部	沖縄気象台が本村で強い揺れ(震度4程度以上)または弱くても長い間揺れを感じたとき、震度5弱以上を観測し、発表したとき。また津波警報の「津波警報」を発表した場合。	各班の警戒本部要員は配備につくものとする。他の職員は配備につく体制をとる。
第3配備 (救助体制) 災害対策本部	沖縄気象台が本村で震度6弱以上を観測し、発表したとき。また津波警報の「大津波警報」を発表した場合。	動員可能な職員をもってあてる。完全な非常体制とする。

#### (2) 配備要員及び指名等の設定

災害対策の配備要員及び指名、動員方法、夜間及び休日等における配備などについては、第1章第1節 組織動員計画に準じて設定する。

■ 配備体制の流れ



## 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

部署・関係機関	総務班、企画観光班
---------	-----------

## I 基本方針

津波による被害の拡大を未然に防止するため、津波警報及び津波情報などを迅速かつ的確に伝達するための措置などについて定めておくものとする。

## II 実施方法

## 1. 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

## (1) 津波警報等

地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

## ■ 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予測される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m≤高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合にあって、津波による災害のおそれがある場合	1m (20cm<高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

■ 津波予報の発表時の注意事項

- ① 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- ② 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」とし速やかに通知する。

(2) 津波警報等の留意事項等

- ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ウ) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 津波情報

- ア) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

■ 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■ 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。



■ 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ) 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

■ 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(5) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。


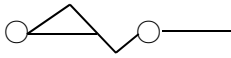

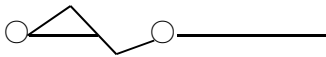
■ 沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区域
沖縄本島地方	沖縄県(宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。)
大東島地方	沖縄県(島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。)
宮古島・八重山地方	沖縄県(宮古島市、石垣市、宮古郡及び八重山郡に限る。)

また、津波警報及び津波注意報の標識は以下のとおりである。

■ 津波警報・注意報の標識


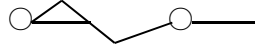

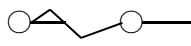
津波注意報等

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警報 解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 1 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

2 「津波なし」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

津波警報等

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報 標 識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標 識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

2. 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。

情報の発表を知り得た村、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難確保計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに県民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

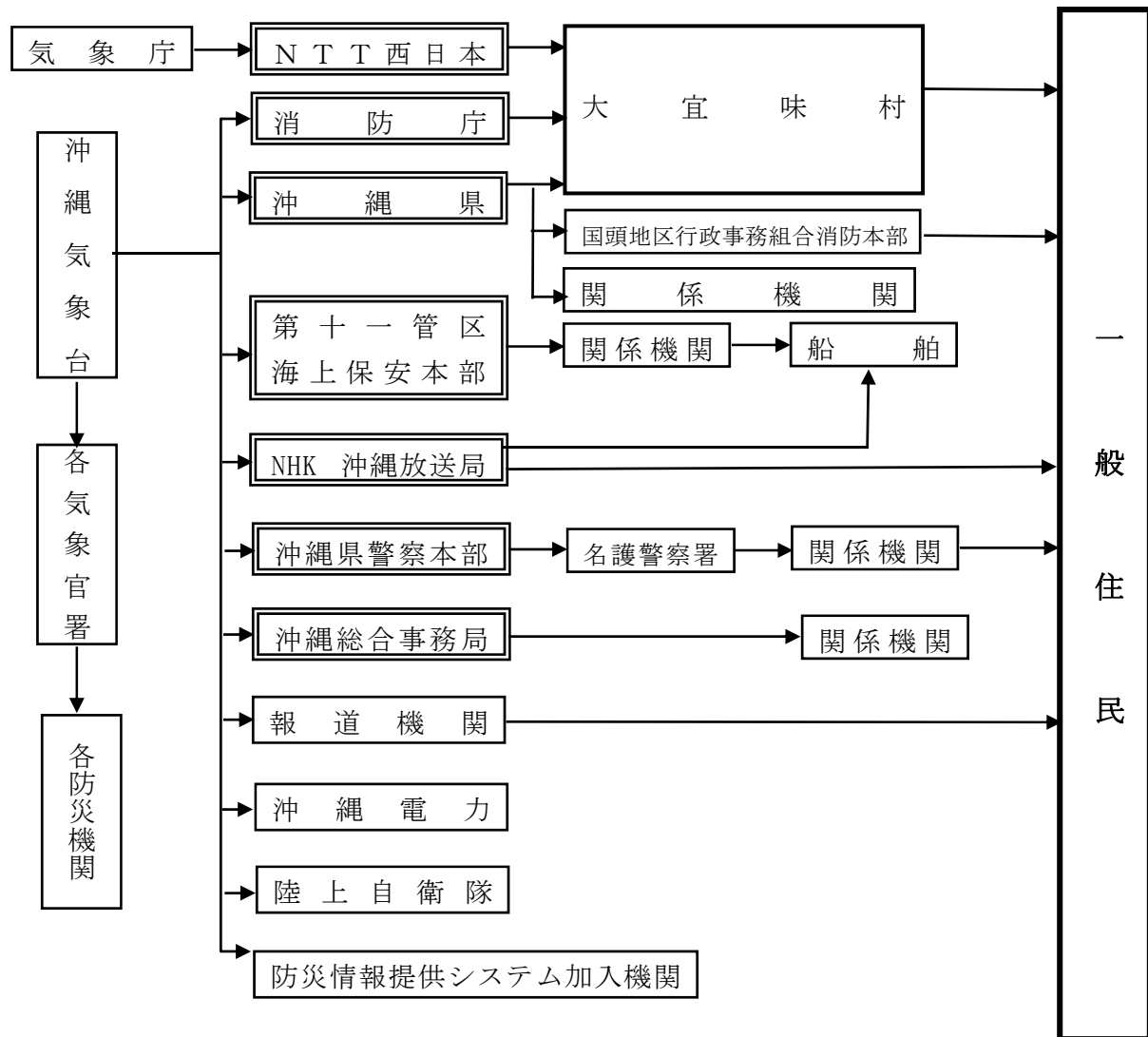
3. 近地地震津波に対する自衛処置

村長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、村防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

(4) 警報等の伝達方法

■ 地震情報及び津波警報等の伝達系統図



■ 津波警報の伝達要領

- ①村は、名護警察署や県警察本部及びN T Tなどから津波警報の伝達を受けるとともに、放送番組を通して情報を収集する
- ②村は、村地域防災計画等に定める方法により、住民に周知徹底を図る
- ③津波警報の解除は、伝達系統図の伝達体制に準ずる

■ 近地の地震や津波に対する自衛措置

- ◆気象庁震度階級表による震度4以上の地震を感じた場合は、次の自衛措置をとる
- ①沖縄气象台が発表する警報等の届くまでの少なくとも30分間は、安全に留意しながら海面状態を監視する
- ②津波予報及び情報等の収集のため、地震発生から少なくとも1時間はNHKのラジオ又はテレビを聴取する

(5) 地震関係

ア) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

■ 緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄県本島北部	名護市、国頭郡〔国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村〕、島尻郡の一部（栗国村、伊平屋村、伊是名村）

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による本村の防災無線等を通して住民に伝達する。

■ 地震情報の種類及び発表基準

気象庁は次の地震情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

#### ウ) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために沖縄气象台及び気象庁本庁等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

##### ① 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

##### ② 管内地震活動図及び週間地震概況

防災に係る関係者の活動を支援するために沖縄气象台で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区气象台及び沖縄气象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

■ 気象庁震度階級

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建築物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。	—	—	—	—	—	—
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—	—
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—	—
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—	—	—
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	—	—	—	—
4.5	5(弱)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。エレベーターは、安全のため自動停止する。	亀裂や液状化が生じることがある。落石やげ崩れが発生することがある。
5.0	5(強)	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
5.5	6(弱)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い建物では、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い建物でも壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	電話・インターネット等による安否の確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6.0	6(強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い建物では、傾くものや倒れるものが増える。耐震性の高い建物でも壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	大きな地割れが生じることがある。がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。（大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。）
6.5	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されていないブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い建物でも壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の高い建物でも1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

### 第3節 災害通信計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第3節「災害通信計画」に準ずる

### 第4節 災害状況等の収集・伝達計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第4節「災害状況等の収集・伝達計画」に準ずる

### 第5節 水防計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第5節「水防計画」に準ずる

### 第6節 消防計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第6節「消防計画」に準ずる

### 第7節 災害広報計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第7節「災害広報計画」に準ずる



## 第8節 避難計画

部署・関係機関

総務班、企画観光班、学校・教育班

### I 基本方針

災害が発生するおそれのある場合や大地震や津波災害など、危険区域内の住民に対して避難のための立ち退きを指示するとともに、避難所の開設・運営等を実施し避難住民の生活安定を図るものである。

### II 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第1章 第8節 避難計画」のとおりである。

### III 実施内容

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1章 第8節 避難計画」によるものとする。

#### 1. 実施責任者

津波から避難するための避難情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設及び避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、「第1章 第8節 避難計画」の「II 実施責任者」のとおりとする。

#### 2. 避難情報の発令

避難情報の運用については、「第1章 第8節 避難計画」のIII 実施内容「1 避難指示等の運用」のとおりとする。

村は、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。

- ①全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- ②強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。  
なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- ③津波警報・避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- ④避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

#### 3. 避難場所

避難先は、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄

りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

#### 4. 避難誘導

##### (1) 住民等の避難誘導

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び村職員など、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制に実施、障害者・高齢者、居住外国人等要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

#### 5. 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1章 第8節 避難計画」のとおりとする。

#### 6. 広域一時滞在

##### (1) 被災市町村の協議

村長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受け入れについて、他市町村長に協議する。

##### (2) 県知事への報告

村長は広域一時滞りの協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

##### (3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

協議先市町村長は被災受民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設を提供する。また、受け入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び村長に通知する。

##### (4) 公示及び報告

村長は、受け入れの通知を受けとったときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

##### (5) 広域一時滞りの終了

村長は、広域一時滞りの必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

### 第9節 要配慮者対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第9節「要配慮者対策計画」に準ずる

### 第10節 観光客等対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第10節「観光客等対策計画」に準ずる

### 第11節 救出計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第11節「救出計画」に準ずる

### 第12節 交通輸送計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第12節「交通輸送計画」に準ずる

### 第13節 災害救助法適用計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第13節「災害救助法適用計画」に準ずる

### 第14節 給水計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第14節「給水計画」に準ずる

### 第15節 食料供給計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第15節「食料供給計画」に準ずる

### 第16節 生活必需品供給計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第16節「生活必需品供給計画」に準ずる

### 第17節 医療救護計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第17節「医療救護計画」に準ずる

### 第18節 感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

⇒ 第1章風水害 第18節「感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に準ずる

### 第19節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第19節「行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画」に準ずる

### 第20節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第20節「障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に準ずる

### 第21節 住宅応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第21節「住宅応急対策計画」に準ずる

### 第22節 二次災害の防止計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第22節「二次災害の防止計画」に準ずる

### 第23節 教育対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第23節「教育対策計画」に準ずる

### 第24節 危険物等災害応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第24節「危険物等災害応急対策計画」に準ずる

### 第25節 治安警備計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第25節「治安警備計画」に準ずる

### 第26節 民間団体等協力計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第26節「民間団体等協力計画」に準ずる

### 第27節 ボランティア受入計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第27節「ボランティア受入計画」に準ずる

### 第28節 広域応援要請計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第28節「広域応援要請計画」に準ずる

### 第29節 自衛隊災害派遣要請計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第29節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる

### 第30節 労務供給計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第30節「労務供給計画」に準ずる

### 第31節 公共土木施設応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第31節「公共土木施設応急対策計画」に準ずる

### 第32節 ライフライン等施設応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第32節「ライフライン等施設応急対策計画」に準ずる

### 第33節 農林水産物応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第33節「農林水産物応急対策計画」に準ずる

### 第34節 海上災害対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第34節「海上災害対策計画」に準ずる

### 第35節 道路事故災害応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第37節「道路災害応急対策計画」に準ずる

## 第36節 南海トラフ地震対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、第2編 災害予防計画編から本編によるものとする。

### 1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

南海トラフ地震発生による建造物の災害防御及び耐震性の向上を図るため、「建造物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進、建造物被害の減少を図る。

#### （1）建造物、公共施設等の被害軽減

村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の被害を軽減するため、次の建築物、構造物の耐震化等を推進する。

- ① 住宅
- ② 公共建築物
- ③ 電気、上下水道等のライフライン施設
- ④ 石油コンビナート
- ⑤ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路

#### （2）防災施設等の整備

村、県及び防災機関は、南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。

- ① 消防施設、消防水利
- ② 病院、社会福祉施設
- ③ 緊急輸送道路・港湾・漁港
- ④ 非常通信施設・整備

### 2. 津波からの防衛、円滑な避難の確保及び迅速な救助

#### （1）津波防衛施設の整備等

推進地域の河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震と推測される地震が発生した場合、直ちに、水門及び閘門を閉鎖し、また、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、次の点について留意し、「第2編 第2章 災害に強いむらづくり」のための計画を推進するものとする。

- ① 津波防護施設の早期点検・計画的な整備
- ② 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等
- ③ 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

**(2) 南海トラフ地震防災対策計画の促進**

村及び県は、地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規定（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

**(3) 津波避難計画等の整備**

村は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮し、避難情報の判断・伝達、避難誘導等を円滑に実施するための体制や手段等を検討し、南海トラフ地震救助計画の策定に努める。

**(4) 救助**

村、防災機関及び県警察は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮した救助活動体制、活動拠点、応援の要請先等を検討し、南海トラフ地震救助計画の策定、救助資機材等の協力協定の締結に努める。

**3. 防災訓練**

村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

訓練の方法等は、「第2編 第3章 防災訓練計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実情に合わせて実施するものとする。

**4. 関係者との連携協力の確保**

村、県及び防災関係機関は、南海トラフを想定した応援の要請先、要請事項、受入ルート、受入拠点等を検討し、災害協力協定の締結や応援及び受援計画の策定に努めるものとする。

**5. 防災教育及び広報**

村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震に関する防災教育及び広報に努める。

広報、教育の方法等は、「第2編 第3章 第2節 防災知識の普及・啓発計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実情に合わせて実施するものとする。

